

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス事業所：共同生活援助の指定取り消し (シエル前橋)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）の指定を取り消します。

1 事業者の名称及び所在地

特定非営利活動法人シエル 代表理事 角田 純一
富士見町石井1560番地318

2 対象事業所

事業所の名称	シエル前橋
事業所の所在地	富士見町石井1560番地318
サービスの種類及び指定年月日	共同生活援助 令和2年9月1日
定員	28人 ※1
事業所番号	1020102107

※1：内訳）グループホーム楓（7人）、グループホーム桜1（7人）、グループホーム桜2（4人）、グループホーム杏1（7人）、グループホーム杏2（3人）

3 処分年月日

3月25日

4 指定取消年月日

6月1日

5 指定取消の理由等

別紙のとおり

6 欠格事由該当者

特定非営利活動法人シエル 代表理事 角田 純一（シエル前橋管理者）

本件に関するお問い合わせ先

障害福祉課 障害政策係

電 話 内線 / 84-2110

外線 / 027-220-5713